適用する。）

$BC_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808
イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

BD_n　平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た水泳プール（屋外）に係る学校教育施設等整備事業債等（公害防止事業債、財源対策債、平成16年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債及び符号AOにおいて別表第３の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係る地方債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（平成22年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るものに限る。）（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BE_{15} ＝ 0.0119

BE_{16} ＝ 0.0078

BE_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.0142
イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0076

BE_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0143
イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0089

BE_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0144
イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0090

BE_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.01470
イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01740

BE_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.01478
イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01724

BE_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.01436
イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01712

AZ_n　平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た水泳プール（屋外）に係る学校教育施設等整備事業債等（公害防止事業債、財源対策債、平成16年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債及び符号AMにおいて別表第３の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係る地方債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（平成22年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るものに限る。）（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BA_{15} ＝ 0.0119

BA_{16} ＝ 0.0078

BA_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.0142
イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0076

BA_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0143
イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0089

BA_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0144
イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0090

BA_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.01471
イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01742

BA_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.01478
イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01725

BA_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.01437
イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01713